

社会福祉法人早苗会 定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人早苗会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

(評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任及び解任)

第3条 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

(欠員の補充)

第4条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任をおこなうものとする。

第3章 評議員会

(報告事項)

第5条 評議員会へ報告すべき事項はつぎのとおりとする。

- (1) 事業報告並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果
- (3) その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項

(評議員会の招集)

第6条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得たうえ、それらの招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに通知するものとする。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 議題

(評議員会の運営)

第7条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。

2 評議員会の決議（特別決議は除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

第4章 役員

(役員の改選)

第8条 役員は、在任する理事及び監事の任期満了前に行われなければならない。

2 評議員会に対する選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第9条 理事会は、次に掲げる事項のほか法人のすべての業務執行（日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除く。）を決定する。

- (1) 事業計画、予算
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 事業報告、決算
 - (4) 定款の変更
 - (5) 社会福祉施設の許認可関係
 - (6) 施設長等の任免その他重要な人事
 - (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等
 - (8) 金銭の借入
 - (9) 法人運営に関する規則の制定及び変更
 - (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
 - (11) 寄付金の募集に関する事項
 - (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
 - (13) 新たな事業の経営又は受託
 - (14) 社会福祉充実計画の策定
 - (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (報告事項)

第10条 理事会へ報告すべき法人の業務は、つぎのとおりとする。

- (1) 理事長の職務の執行の状況
- (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果
- (3) その他役員から報告を求められた事項

(理事会の招集)

第11条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題

(理事会の運営)

第12条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。

2 理事会の決議(特別決議を除く。)において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第13条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類(貸借対照表及び収支計算書)、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第14条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第15条 前条の監査報告の内容は、次の通りとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報(会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象)
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 監査報告を作成した日

第7章 事務の専決

(事務の専決)

第16条 理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。

2 施設長が専決することのできる事項は、別表2のとおりとする。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

<別表1 理事長専決事項>

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむおえない理由があると認められるもの
- 3 設備資金の借入にかかわる契約であって予算の範囲ないのもの
- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 その他財産（補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に堪えないと認められる取得価格が1件300万円未満のものの処分に関する事
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受け入れに関する決定
- 9 役員及び施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事

<別表2 施設長専決事項>

- 1 所属職員の職務分担勤務体制及び福利厚生にかんすること
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び復命に関する事
- 4 所属職員の服装に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること
- 8 収入事務に関する事
- 9 利用者の日常の処遇に関する事
- 10 利用者の預り金の管理に関する事
- 11 その他定例又は軽易な事項